

報告・協議 1

令和 5 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和 4 年 12 月 21 日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

令和5年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について

令和4年12月21日

1 選定審議会における重点審議事項

(1) 令和6年度に使用する次の教科用図書の採択に関する一般的な基準の作成，選定に必要な資料の作成

- ・ 小学校，義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校小学部で使用する文部科学省検定済教科用図書
- ・ 義務教育諸学校で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書

(2) 令和6年度に使用する次の教科用図書の採択に関する事項

- ・ 県立特別支援学校小学部で使用する文部科学省検定済教科用図書
- ・ 県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書

2 委員の選任に当たっての基本的な考え方

(1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条に定める範囲から，教科書採択に関心と熱意を有する人材を確保する。

(2) 幅広い分野から清新な人材を起用する。

(3) 専門性を考慮して選考する。

(4) 男女共同参画に努める。

(5) 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び特定の教科書発行者と関係を有する者は，委員となることができない。

(6) 次のいずれかに該当する者は，選任しないものとする。

- ①最初の任命時において，70歳を超える者
- ②再任の場合において，任期中に75歳を超えることとなる者
- ③5期を超える者

3 委員の構成

(1) 1号委員 義務教育諸学校の校長及び教員

(2) 2号委員 教育委員会関係者

(3) 3号委員 教育に関し学識経験を有する者

委員の区分		人数	内 訳	
1号	義務教育諸学校の校長及び教員	7名	公立小学校 ※義務教育学校（前期課程）を含む	3名
			公立中学校 ※義務教育学校（後期課程）を含む	1名
			国立小学校	1名
			私立小学校	1名
			特別支援学校	1名
2号	教育委員会関係者	6名	市町教育委員会	5名
			県教育委員会	1名
3号	学識経験者	7名	大学関係者	1名
			幼児教育・保育関係者	1名
			高等学校関係者	1名
			P T A 関係者	1名
			社会教育関係者	1名
			青少年育成団体	1名
			経済界・産業界	1名

広島県教科用図書選定審議会の重点審議事項及び委員の構成

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
重点審議事項	採択基準の作成及び調査研究	検定教科書	小学校 ※義務教育学校(前期課程)を含む		○		○	○ 道徳を 除く	○				○	
			中学校 ※義務教育学校(後期課程)を含む			○		○ 道徳を 除く	○ 道徳を 除く	○	○ 歴史			
			特別支援学校 小学部		○			○ 道徳を 除く	○	○				○
			特別支援学校 中学部			○		○ 道徳を 除く	○ 道徳を 除く	○	○	○ 歴史		
			県立広島中学校			○		○ 道徳を 除く	○ 道徳を 除く	○	○	○ 歴史		
			県立広島叡智学園中 中学校					○ (全) 道徳を 除く	○ 道徳を 除く	○	○	○ 歴史		
			県立三次中学校					○ (全) 道徳を 除く	○ 道徳を 除く	○	○	○ 歴史		
	特別支援学級学校教育法附則第 9条第1項に規定する図書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	採択に関する 事項	検定教科書	特別支援学校 小学部		○			○ 道徳を 除く	○					○
			特別支援学校 中学部			○		○ 道徳を 除く	○ 道徳を 除く	○	○ 歴史			
			県立広島中学校			○		○ 道徳を 除く	○ 道徳を 除く	○	○	○ 歴史		
			県立叡智学園中学校					○ (全) 道徳を 除く	○ 道徳を 除く	○	○	○ 歴史		
			県立三次中学校					○ (全) 道徳を 除く	○ 道徳を 除く	○	○	○ 歴史		
		県立特別支援学校小・中学部 学校教育法附則第9条第1項 に規定する図書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
委員の 構成	1号委員 (7名)	公立小学校 ※義務教育学校(前期課程)を含む	2	3	1	2	3	2	2	1	2	2	3	
		国立小学校		1			1		1				1	
		私立小学校		1			1		1				1	
		公立中学校 ※義務教育学校(後期課程)を含む	2	1	3	2	1	2	2	3	2	2	1	
		国立中学校			1			1		1				
		私立中学校			1			1		1				
		特別支援学校	3	1	1	3	1	1	1	1	3	3	1	
	2号委員 (6名)	市町教委関係者	5	6	6	5	6	6	6	5	5	5	5	
		県教委	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	
	3号委員 (7名)	大学関係者	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	
		幼児教育・保育関係者											1	
		高等学校関係者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		PTA関係者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
社会教育関係者		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
青少年育成団体 経済界・産業界		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
合 計		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20		

広島県教科用図書選定審議会について

設置根拠	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第11条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第7条～第10条 広島県教科用図書選定審議会委員定数条例 広島県教科用図書選定審議会規則</p>
設置目的	<p>都道府県の教育委員会は、採択権者に指導、助言又は援助を行おうとするときは、あらかじめ<u>教科用図書選定審議会の意見をきく必要があるため、これを設置する。</u> [義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条]</p>
所掌事務	<p>都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項 <p>[義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条]</p>
構成	<p>選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 義務教育諸学校の<u>校長及び教員</u> 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる<u>指導主事</u>その他学校教育に専門的知識を有する<u>職員</u>並びに市町村の教育委員会の<u>教育長</u>、<u>委員</u>及び事務局に置かれる<u>指導主事</u>その他学校教育に専門的知識を有する<u>職員</u> 三 <u>教育に関し学識経験を有する者</u> <p>2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。</p> <p>[義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条]</p>
定数	<p>20 人</p> <p>選定審議会の委員の定数は、二十人とする。</p> <p>[広島県教科用図書選定審議会委員定数条例第2条]</p>
任期	<p>令和5年4月1日から令和5年8月31日まで</p> <p>教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、四月一日から八月三十一日までとする。</p> <p>[義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第7条]</p>

教科用図書採択関係法令

- 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
[学校教育法第34条第1項]
- 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。
[学校教育法附則9条第1項]
- 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。
[義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項]
- 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。
[義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項]

(一般的基準)

- 1 候補者の選出については、ネーム・バリュー等にこだわることなく、できるだけ関係の幅広い分野から清新な人材を起用するよう努めるものとする。
- 2 任命後において、委員等が十分にその職責を果たし得るよう、本人の健康状態、会議への出席の可否状況に留意するものとする。
また、当該審議会等に広く各界の意見を反映させるため、委員の長期留任は、特別の事情のない限り行わないものとする。
- 3 男女共同参画に努めるものとする。
[非常勤の特別職等の任免に係る事務取扱要領（別表）]

令和5年度教科用図書採択日程

月	県教育委員会	市町教育委員会	県立特別支援学校（小・中学部）
R4 12月	◇教育委員会会議 (選定審議会委員の選任方針)		
		← 本日	
R5 3月	◇教育委員会会議 (選定審議会委員の選任)		
4月	第1回選定審議会 (採択の基本方針等協議)		
	◇教育委員会会議 (採択の基本方針等決定) ⇒ 通知		
5月	(調査員を選任し、調査員 会で選定資料を作成)	・市町教育委員会会議 (県の指導方針に基づき、採 択の基本方針等決定)	・教科書選定会議等 (教科書研究の観点等決定)
6月	第2回選定審議会 (選定資料協議)	・教科用図書選定委員会 (教科書研究の観点等決定)	
	選定資料送付		
7月	◇教育委員会会議 (県立特別支援学校小・中学部用教科用 図書の進捗状況報告)	・調査員による教科書調査・ 研究	・各学校における教科書調 査・研究
8月	第3回選定審議会 (県立特別支援学校小・中学部用教科用 図書について協議)	・教科用図書選定委員会 (調査員の報告書に基づいて 選定し、選定理由書を市町 へ提出)	・教科書選定会議等 (教科書研究に基づいて選定 し、採択申請書及び選定理由 書を県へ提出)
9月	◇教育委員会会議 (県立特別支援学校小・中学部用教科用 図書の採択について経過報告し、指揮 を受ける)	・市町教育委員会会議 (教科書採択)	
	□教育長決裁 (8/31 まで)	・採択結果・需要数を報告	・需要数を報告
	◇教育委員会会議 (県立特別支援学校小・中学校用教科用 図書 採択結果報告)		
	□文科省へ採択状況、需要数報告		

※【特別支援学校の採択】小学部の検定教科書は、「特別の教科 道徳」、「外国語」を含む「全教科」の採択。著作教科書及び一般図書は、小・中学部ともに採択。
 ※ 著作教科書…文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書
 ※ 一般図書…県立特別支援学校の小・中学部における学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書

令和4年度広島県教科用図書選定審議会委員名簿

区分	氏名	ふりがな	所属・職名等
1号委員 7名	大坪 浩 恵	おおつぼ ひろえ	広島県立廿日市特別支援学校 小学部主事
	沖 本 直 樹	おきもと なおき	安芸太田町立加計中学校 校長
	佐 伯 昌 史	さえき まさふみ	広島県立黒瀬特別支援学校 校長
	坂 本 幸 司	さかもと こうじ	広島県立三原特別支援学校 教頭
	内 藤 泰 子	ないとう やすこ	熊野町立熊野中学校 教諭
	三 寺 美 穂	みてら みほ	三原市立三原小学校 教頭
	渡 部 智 子	わたなべ ともこ	福山市立熊野小学校 校長
2号委員 6名	大 野 美恵子	おおの みえこ	海田町教育委員会 教育委員
	小野藤 訓	おのふじ さとし	江田島市教育委員会 教育長
	角 川 寛 樹	かどかわ ひろき	広島市教育委員会 指導主事
	小 谷 綾 子	こだに あやこ	庄原市教育委員会 指導主事
	政 宗 賢 治	まさむね けんじ	神石高原町教育委員会 調整監
	松 尾 真 理	まつお まり	広島県教育委員会義務教育指導課 教育指導監
3号委員 7名	阿 部 由貴子	あべ ゆきこ	広島県立府中高等学校 校長
	高 橋 均	たかはし ひとし	広島大学大学院人間社会科学研究科 講師
	田 島 久 子	たしま ひさこ	広島商工会議所女性会 会長
	田 野 慎 二	たの しんじ	広島国際大学健康科学部医療福祉学科 教授
	濱 長 真 紀	はまなが まき	EPOちゅうごく・中国地方ESD活動支援センター コーディネーター
	安 井 牧	やすい まき	公益社団法人青少年育成広島県民会議 青少年育成県民運動実践委員
	山 田 洋 子	やまだ ようこ	広島県PTA連合会 副会長

※ 任期は、令和4年4月1日から令和4年8月31日まで

※ 区分ごとに五十音順で記載

※ 1号委員：義務教育諸学校の校長及び教員

2号委員：県教育委員会の職員並びに市町教育委員会の教育委員，教育長及び職員

3号委員：教育に関し学識経験を有する者